

社会復帰促進等事業の令和元年度予算執行状況(執行率が80%未満の事業)

(単位:千円)

2年度 PDCA 評価番号	元年度 PDCA 評価番号	元年度 評価	事業名	元年度の事業概要	元年度の執行率が低調であった理由	元年度の執行率を踏まえた令和3年度事業の見直し	令和元年度			担当課
							予算額(①) (行政経費を除く)	決算額(②) (行政経費を除く)	執行率(%) (②÷①×100)	
1	1	A	外科後処置費	外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行うもの。 また、外科後処置のため通院に要する費用を支給するもの。	本事業の予算額の大部分(約99%)を占める、医療等の給付に要する予算額について、予算額の算定基礎となった執行実績に比べ、支給件数及び1件あたりの支給額も少なかったため、執行率が低調になった。 (予算:136件、398,999円/件) ⇒(執行:98件、283,952円/件)	令和元年度は執行率が50%となったが、平成29年度は執行率が100%を超えているなど、直近5か年の執行率の平均は約80%となっている。また、本事業は、傷病が治癒した被災者に対して義肢装着のための断端部の再手術や醜状軽減のための再手術等を行うことにより社会復帰の促進を図る趣旨で実施しており、令和元年度の執行率の観点だけで評価することは適切ではないと考えることから、過去実績を踏まえた上で所要の予算要求を行う。	60,601	30,314	50.0%	労働基準局 補償課
8	8	A	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別な援護措置として介護料の支給を行う。	保険給付の限度額と最低保障額の増額見直しを行い、それに伴って予算を増額要求したが、請求件数が減少したことから執行率が低調になった。	実績を踏まえて所要の予算要求を行うこととする。	7,592	5,639	74.3%	労働基準局 労災管理課
11	12	A	休業補償特別援護経費	労働基準法第76条に基づき使用者が行う休業3日目までの休業補償について、事業場の廃止等、やむをえない事由で受けることができない被災者に対し、休業補償3日分相当額を支給する。	予算額の算定基礎となった直近の執行実績に比べ、請求件数が少なかったため、執行率が低調になった。	令和元年度は、執行率が約75%となったものであるが、次年度以降申請が増加する可能性もあるところである。また、本事業については、やむを得ない事由で休業補償を受けることができない被災者に対して援護の措置を行う趣旨から創設されたものであり、執行率の観点だけで評価することは適切ではないと考えることから、一定の予算措置が必要であるとする。	1,555	1,156	74.3%	労働基準局 補償課
15	16	-	労災援護金等経費	労災保険制度に打切補償が存在した時期に打切補償費の支給を受けたために、労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の援護を図るため、療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給する。	令和元年度においては、費用の支給対象となり得る者から入院通院等に要した費用の支給申請がなかったため執行率が低調となった。	本事業は、けい肺及びせき髄損傷により労災認定を受けた者のうち、昭和35年3月31日以前に打切補償を受けたため、労災保険で療養を行うことができない者に対して行われるものであり、その対象者は非常に限定されているが、現在でも対象となりうる者が十数名程度生存していることが見込まれ、令和元年度の執行率の観点だけで評価することは適切ではないと考えることから、過去実績を踏まえた上で、所要の予算要求を行う。	5,010	0	0.0%	労働基準局 補償課
18	19	A	安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進	企業等からの申請に基づき、安全衛生水準の高い企業等を客観的な指標で評価・認定し、公表すること等により、企業の安全衛生へのより積極的な取組を促進するとともに、安心して就職し、働ける良好な労働環境が確保されている企業等の情報を求職者等に共有する。令和元年度は若者等求職者向けの周知(セミナー開催等)を実施【令和元年度限り】。	一般競争入札(最低価格落札方式)を行った結果、執行率が低調となった。 これは、セミナーと事例発表会を同日開催としたこと、また、会場借料等の出費や自社スタッフを活用することで人件費を抑えたこと等によるものである。	委託事業の開始から4年が経過し、制度の周知については一定の成果を得られたと考える。今後は、「大規模店舗・多店舗展開企業等に対する安全管理の支援」事業等のなかで、引き続き制度の周知を行っていくこととし、本事業は令和元年度限りで廃止した。	19,189	5,478	28.5%	安全衛生部 計画課

2年度 PDCA 評価番号	元年度 PDCA 評価番号	元年度 評価	事業名	元年度の事業概要	元年度の執行率が低調であった理由	元年度の執行率を踏まえた令和3年度事業の見直し	令和元年度			担当課
							予算額(①) (行政経費を除く)	決算額(②) (行政経費を除く)	執行率(%) (②÷①×100)	
21	21	B	職業病予防対策の推進	<p>技術革新の進展に伴う新材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するための総合的な委員会の開催や職場における熱中症予防対策の推進を行うことにより、適正な職業病予防対策の推進を図る。</p> <p>東電福島第一原発緊急作業従事者の被ばく管理徹底のため、東電福島第一原発の作業届について、被ばく防護措置が適切であるか確認するとともに、立ち入り調査等適切な指導等を実施する。</p> <p>緊急作業従事者の作業内容、被ばく線量等に関するデータベースの運用を行うとともに、緊急作業に従事した者の健康相談及び保健指導を実施する。また、一定の被ばく線量を超えた離職者等に対する健康診断等を実施する。</p> <p>眼の水晶体の被ばく限度の引下げた改正電離放射線障害防止規則が令和3年4月1日から施行されることをふまえ、</p> <p>①放射線業務を行う事業場に対して、自主点検及び説明会を行う。</p> <p>②眼の水晶体への被ばく線量が高い業務を行う事業者に対し、事業場として労働者の被ばく線量を組織的に管理する仕組みである、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入を支援する。</p> <p>③眼の水晶体が受ける被ばく線量が高い労働者を雇用する者に対し、当該被ばく線量を低減するための器具の購入費の一部を補助する。</p>	<p>電離放射線障害防止規則の改正時期が当初の予定から変更されたため、令和元年度秋に予定していた「眼の水晶体被ばく低減対策等普及啓発事業」(予算額14,097千円)の実施を見送ったことによるものである。</p> <p>なお、同事業を除く執行率は81.5%である。</p>	<p>・眼の水晶体被ばく低減対策等普及啓発事業については前年度限りとしたが、電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令が、令和2年4月1日に公布、令和3年4月1日に施行されることから、改正電離放射線障害防止規則に係る普及啓発事業については、令和2年度で実施しているところ。</p> <p>・その他の事業については、実施手法の改善や令和2年度と比べて要求額を減額する等必要な見直しを図る。</p>	220,644	172,993	78.4%	安全衛生部 労働衛生課
23	23	A	職場における受動喫煙対策事業	<p>職場における受動喫煙防止対策の推進を図るため、事業場に対してデジタル粉じん計等の測定機器の貸出しや喫煙室の設置等に関する問い合わせに対応するための電話相談及び実地指導を実施するとともに、喫煙室等を設置する事業場に対して設置費用の一部の助成を行う。</p>	<p>令和2年4月1日の改正健康増進法の施行に伴う駆け込みの助成金申請を想定していたが、第四四半期の新型コロナウイルス感染症の流行に伴い助成金や測定機器貸出しの件数が伸び悩んだことから執行率が低調となった。</p>	<p>令和2年度においては、令和元年度内に申請の間に合わなかった事業者に対して引き続き支援を行う。</p> <p>また、令和3年度においては、改正健康増進法の施行から1年が経過するため、助成対象を健康増進法で定める経過措置対象事業主に限定するなど、助成金による助成対象範囲を縮小する。受動喫煙対策に当たって遵守すべき内容については引き続き周知啓発を図る。</p>	2,745,002	2,048,185	74.6%	安全衛生部 労働衛生課

2年度 PDCA 評価番号	元年度 PDCA 評価番号	元年度 評価	事業名	元年度の事業概要	元年度の執行率が低調であった理由	元年度の執行率を踏まえた令和3年度事業の見直し	令和元年度			担当課
							予算額(①) (行政経費を除く)	決算額(②) (行政経費を除く)	執行率(%) (②÷①×100)	
27	A		若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応強化	若者の「使い捨て」が疑われる企業やいわゆる「ブラックバイト」への対応策として、以下の事業を実施。 ①「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業 夜間・休日に労働基準法などに関して無料で電話相談を受け付ける、常設の「労働条件相談ほっとライン」を設置する。 ②労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業 労働基準法などの基礎知識・相談窓口をまとめた労働条件相談ポータルサイトを厚生労働省ホームページに設置し、労働者等に対する情報発信を行う。 ③大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事業 大学・高校等でのセミナーを全国で開催することにより、法令等の情報発信を行う。 ④労働法教育に関する調査研究事業 これまでに本事業で作成した指導者用資料の活用にかかるセミナーを全国で開催する。	一般競争入札を行った結果、執行率が低調となった。 これは、ノウハウや類似事業の実施経験のある業者が受託したため、初期費用や人件費等が押さえられたことによるものである。	事業番号26と統合されるため、事業内容の精査を行い、予算要求を行った。	660,380	455,001	68.9%	労働基準局 監督課
27	28	A	メンタルヘルス対策等事業	メンタルヘルス対策を推進するため、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施する。	一般競争入札を行った結果、検討委員会の会場借料や旅費等の出費が抑えられたこと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえシンポジウムの開催を中止したこと等により、執行率が低調となった。	メンタルヘルス対策が第13次労働災害防止計画の重点目標とされていることも踏まえ、令和元年度の実績を精査の上、より効果的・効率的な事業運営に向けた仕様の見直し等を行うとともに、所要の予算要求を行う。	144,139	111,994	77.7%	安全衛生部 労働衛生課
29	31	A	職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費	(1)職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた社会的気運の醸成及び労使の取組支援を行う。 (2)セクシュアルハラスメント等の被害を受けた労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の衛生の確保を図る。 (3)事業主が、パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等に取り組むために、啓発指導を行う。	本事業の多くの予算額を占める委託事業の調達を総合評価落札方式で実施しているが、予定額を下回る金額で入札した業者が多かったため、執行率の低下につながった。	前年度から引き続き実施する事業については、前回の実績を踏まえて積算を見直すとともに、令和2年度から新たに実施する事業については、同種事業を参考にす等適正な積算を行うことにより、実態に見合った予算額を確保しているところである。	328,763	198,326	60.3%	雇用均等局 雇用機会均等課 有期・短時間労働課
34	36	A	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費	外国人労働者労働条件相談員、派遣労働者専門指導員を配置し、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や指導を行う。 外国人労働者等特定分野の労働者の労働災害防止のためのパンフレット作成し、ホームページへの掲載等を行う。	一般競争入札(最多価格落札方式)により調達を行ったためと考えられる。 これは、複数のパンフレットを1種類にまとめて作成することとしたため、まとめて印刷・発送することで価格が押さえられたと考えられる。	執行状況を分析した上で、より効果的なパンフレットの記載内容や配布先について検討した上で要求を行った。	466,149	296,664	63.6%	労働基準局 監督課

2年度 PDCA 評価番号	元年度 PDCA 評価番号	元年度 評価	事業名	元年度の事業概要	元年度の執行率が低調であった理由	元年度の執行率を踏まえた令和3年度事業の見直し	令和元年度			担当課
							予算額(①) (行政経費を除く)	決算額(②) (行政経費を除く)	執行率(%) (②÷①×100)	
46	48	B	テレワーク普及 促進等対策	2020年には、テレワーク導入企業を平成24年度比で3倍、テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合を平成28年度比で倍増等の政府目標に向け、適正な労務管理下でのテレワークの普及・促進に取り組む。	周知媒体が紙中心(ポスターやチラシ等)で浸透しなかったことや、周知のタイミングが遅く、不十分であったため。 助成金の存在が十分に周知されておらず、また、テレワークの導入自体を考えていない事業者が多いなど、導入への理解の促進が不十分であったため。	ポスターやリーフレット等に加え、メールマガジンやWEBサイト等の活用を促進するとともに、開催時期等の周知を早期から行う等、更なる周知を図る。 助成金の周知広報事業による周知を行うとともに、テレワークの導入等に関する懸念点等に対して、テレワーク相談センターによる丁寧な相談対応等を行うことにより、テレワークの導入をする申請企業を増やす。	354,228	178,980	50.5%	雇用均等局 在宅労働課
47	49	A	医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組	厳しい勤務環境に置かれている医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた取組を推進する。	医療労務管理支援事業において、仕様書上、都道府県毎の業務体制については一定程度の差を設けてはいたものの、具体的な支援回数等の目安については都道府県毎の差があまり大きくなかったため、入札時の契約差額及び執行実績との乖離が生じてしまったため。	令和2年度より、仕様書上、都道府県毎の支援回数等を詳細に設定することにより、契約差額及び執行実績との乖離が生じないように取り組んでおり、令和3年度も引き続き、令和2年度の実績を踏まえつつ、事業の適正な執行に努めて参りたい。	580,016	427,195	73.6%	労働基準局 労働条件政策課